



秋田県公報

目次

告示
 ○秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第五期）の公表（一二五・環境整備課）……………一

告示

秋田県告示第百二十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成十七年法律第百十二号）第九條第一項の規定による「秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第五期）」を次のように定めることとし、回条第五項の規定に基づき公表する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県知事 宇田 敏 博

秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第五期）

1 計画の策定の意義

本県では、循環型社会の構築を目指し、その指針となるべき第2次秋田県廃棄物処理計画を平成18年4月に策定しました。平成14年5月に策定した第1次計画をベースに、これまでの社会経済システムやライフスタイルの変化に対応して内容を見直し、第2次計画では3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）を基本とした廃棄物の減量化及びリサイクルを一層進める必要があるとしています。さらに具体的な行動指針として、一般廃棄物については排出量を22%削減し、リサイクル率を15.6%から24.1%へ向上させ、最終処分量を半減させるという目標（平成11年度に対する平成22年度までの目標）を設定しております。廃棄物の減量化及びリサイクルを推進した結果、平成17年度のリサイクル率は21.3%へ向上し、順調に推移しています。

容器包装廃棄物については、家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割を占めており、かつ再生資源としての利用が

可能であることから、各市町村等においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」第8条の規定に基づく分別収集計画を策定し、それに従い計画的な分別収集を実施しています。

容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、製造・販売事業者は再商品化することで、廃棄物の削減に取り組むことを義務づけています。

同法は施行後10年を経過し、この間に生じた一般廃棄物の排出量の高止まり、容器包装リサイクルのコスト増加などの課題に対応するため、平成18年に一部が改正されました。改正法では、レジ袋対策等による排出抑制の促進、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み等による質の高い分別収集・再商品化の推進、そのほか、事業者間の公平性の確保、円滑な再商品化などに取り組むこととしています。

このような状況を踏まえ、容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、平成17年11月に制定した第4期の秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（以下「秋田県分別収集促進計画」という。）の見直しを行いました。見直し後の計画は、分別収集品目及び収集量の向上による各市町村の目標を示しており、消費者及び事業者とともに連携して、分別収集を確実に促進するためのものです。

2 基本的方向

第5期の秋田県分別収集促進計画を実施するに当たつての基本的方向は、次のとおりです。

- (1) 容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集及び再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られた物についてその積極的な利用に努め、全体の調和を図りながら、これらを推進していきます。
- (2) 消費者は分別排出、市町村等は分別収集、事業者は再商品化という適切な役割分担の下、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化が実施されるよう、それぞれの積極的な参加を促進します。

3 計画期間

第5期の秋田県分別収集促進計画の計画期間は、平成20年4月を始期とする5年間とし、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに計画の内容の見直しを行います。

4 対象品目

第5期の秋田県分別収集促進計画は、容器包装廃棄物のうち市町村等が容器包装リサイクル法第10条の規定に基づき分別収

集を実施するガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙製容器包装、段ボール製容器包装、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイのみを分別収集することも可能）、スチール製容器包装及びアルミニウム製容器包装を対象とします。

県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

別表1のとおり

6 県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（容器包装リサイクル法第9条第2項第2号）

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものがあって無色のものに係る分別基準適合物
 別表2(1)のとおり

(2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものがあって茶色のものに係る分別基準適合物
 別表2(2)のとおり

(3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものがあって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物
 別表2(3)のとおり

(4) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものがあって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物
 別表2(4)のとおり

(5) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物
 別表2(5)のとおり

(6) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものがあってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの（白色トレイを除く。）に係る分別基準適合物
 別表2(6)のとおり

(7) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものがあってポリエチレンテレフタレート製容器以外のものうち白色トレイに係る分別基準適合物
 別表2(7)のとおり

7 県内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び

別表2(7)のとおり

当該見込量を合算して得られる量（容器包装リサイクル法第9条第2項第3号）

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

別表 3(1)のとおり

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

別表 3(2)のとおり

(3) 主として段ボール製の容器包装に係る物

別表 3(3)のとおり

(4) 主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物

別表 3(4)のとおり

8 分別収集の促進に関する事項（容器包装リサイクル法第9条第2項第4号）

県内におけるガラス製容器包装、ペットボトルについては、現在でも8割以上の市町村で分別収集が実施されていますが、本計画では全ての市町村が分別収集を実施することとしています。また、これまで分別収集実績の少なかったプラスチック製容器包装や紙パックについても、今後は分別収集する市町村が増加することが見込まれています。今後も市町村に対し、分別収集の実施に係る積極的な技術的支援を行っていきます。

(1) 分別収集の促進の意義についての知識の普及に関する事項

① 啓発普及活動

循環型社会づくりへの取組を広く喚起するため、特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムをはじめとする民間団体による活動への支援、あきたエコ&リサイクルフェスティバル、環境あきた県民塾の開催等を通じて、廃棄物の減量化及びびりサイクルに関する啓発普及活動を実施します。

② 実践活動

買い物袋持参運動及びグリーン購入促進運動の推進、リサイクル製品認定制度の周知及び活用等、廃棄物の減量化及びびりサイクルに関する実践活動を展開します。

(2) 県内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

秋田県分別収集促進計画を円滑に推進していくためには、市町村相互間の情報交換や連携が必要なことから、市町村等に対し国の最新の動向並びに廃棄物のリサイクル及び適正処理に関する情報交換の機会を提供するとともに、市町村分別収集計画に基づく分別収集の品目ごとの実施状況及び収集体制の実態を把握しながら、課題解決のため各市町村と連携を

図ります。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

① リサイクルセンターの整備促進

平成11年度に策定した秋田県一般廃棄物リサイクル拠点施設整備構想を踏まえ、市町村合併の状況に応じて、資源化施設、ストックヤード等容器包装リサイクルに必要な関連施設の整備を促進します。

② 環境保全活動への支援

環境あきた県民塾等を通じて各地域におけるリサイクル推進活動の担い手を育成するとともに、地域ごみゼロ推進会議の活動への支援等を通じてリサイクルの推進に向けた団体、企業、自治体等の連携の充実及び強化を促進します。

③ リサイクル産業の活性化の推進

県及び市町村における認定リサイクル製品の優先的な使用、各種支援制度の活用等を通じて、県内リサイクル関連産業の育成及び活性化を推進します。

④ 率先活動の実践等

県では、国際規格であるISO14001の認証を取得した秋田県庁環境マネジメントシステムに基づき、エコマーク認定商品及びグリーンマーク認定商品の購入並びに廃棄物の分別により、廃棄物の排出量の削減及び再生利用を率先して進めるほか、あきた環境優良事業所認定制度（秋田版ミニISO）の普及支援等を通じて民間事業所の廃棄物の減量化及びびりサイクルへの取組を促進します。また、市町村に対してもこうした取組を率先して進めるよう働きかけます。

別表1 県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	34,134.00	33,892.00	33,651.00	33,446.00	33,061.00
能 代 市	5,508.00	5,485.00	5,464.00	5,446.00	5,427.00
横 手 市	7,294.00	7,327.00	7,371.00	7,353.00	7,335.00
大 館 市	6,406.00	6,348.10	6,290.30	6,232.40	6,174.50
男 鹿 市	3,210.00	3,165.00	3,123.00	3,082.00	3,040.00
湯 沢 市	1,807.00	1,808.00	1,811.00	1,812.00	1,815.00
由 利 本 荘 市	3,485.00	3,485.00	3,485.00	3,483.00	3,481.00
潟 上 市	3,711.61	3,652.41	3,594.40	3,529.54	3,466.17
大 仙 市	7,534.00	7,062.00	6,790.00	6,493.00	6,345.00
北 秋 田 市	1,029.00	1,012.00	995.00	980.00	965.00
に か ほ 市	853.00	849.00	843.00	829.00	811.00
仙 北 市	1,043.00	1,040.00	1,035.00	1,030.00	1,028.00
上 小 阿 仁 村	104.00	102.00	100.00	99.00	98.00
藤 里 町	139.00	139.00	140.00	140.00	140.00
三 種 町	1,423.87	1,402.51	1,381.47	1,360.75	1,340.34
八 峰 町	524.00	522.00	520.00	518.00	516.00
五 城 目 町	713.00	706.00	700.00	693.00	686.00
八 郎 潟 町	154.00	151.00	150.00	150.00	146.00
井 川 町	152.00	160.00	171.00	169.00	167.00
大 潟 村	185.50	185.50	179.50	179.50	173.50
美 郷 町	1,280.00	1,254.00	1,228.00	1,203.00	1,177.00
羽 後 町	1,020.00	1,022.00	1,021.00	1,022.00	1,023.00
東 成 瀬 村	91.00	94.00	94.00	94.00	94.00
鹿角広域行政組合	4,093.00	4,049.00	4,006.00	3,963.00	3,920.00
鹿角市	3,478.00	3,441.00	3,409.00	3,373.00	3,337.00
小坂町	615.00	608.00	597.00	590.00	583.00
合算量	85,893.98	84,912.52	84,143.67	83,307.19	82,429.51

別表2 県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	1186.00 (71.00)	1147.00 (69.00)	1111.00 (67.00)	1079.00 (65.00)	1043.00 (63.00)
能 代 市	135.00 (0.00)	134.00 (0.00)	133.00 (0.00)	132.00 (0.00)	130.00 (0.00)
横 手 市	417.00 (42.00)	424.00 (42.00)	431.00 (43.00)	431.00 (43.00)	431.00 (43.00)
大 館 市	15.90 (15.90)	15.80 (15.80)	15.60 (15.60)	15.50 (15.50)	15.40 (15.40)
男 鹿 市	50.00 (0.00)	52.00 (0.00)	54.00 (0.00)	56.00 (0.00)	58.00 (0.00)
湯 沢 市	141.00 (25.00)	141.00 (25.00)	141.00 (25.00)	141.00 (25.00)	141.00 (25.00)
由 利 本 荘 市	101.00 (101.00)	100.00 (100.00)	99.00 (99.00)	99.00 (99.00)	98.00 (98.00)
潟 上 市	218.33 (0.00)	214.85 (0.00)	211.43 (0.00)	207.62 (0.00)	203.89 (0.00)
大 仙 市	86.00 (0.00)	94.00 (0.00)	97.00 (0.00)	98.00 (0.00)	100.00 (0.00)
北 秋 田 市	136.00 (0.00)	134.00 (0.00)	132.00 (0.00)	130.00 (0.00)	128.00 (0.00)
に か ほ 市	53.00 (5.00)	53.00 (5.00)	53.00 (5.00)	52.00 (5.00)	51.00 (5.00)
仙 北 市	79.00 (79.00)	86.00 (86.00)	92.00 (92.00)	99.00 (99.00)	107.00 (107.00)
上 小 阿 仁 村	8.10 (0.00)	8.00 (0.00)	7.90 (0.00)	7.80 (0.00)	7.60 (0.00)
藤 里 町	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
三 種 町	12.19 (12.19)	12.61 (12.61)	13.06 (13.06)	13.51 (13.51)	13.99 (13.99)
八 峰 町	16.00 (9.00)	15.00 (8.00)	15.00 (8.00)	15.00 (8.00)	15.00 (8.00)
五 城 目 町	45.00 (45.00)	44.00 (44.00)	43.00 (43.00)	42.00 (42.00)	41.00 (41.00)
八 郎 潟 町	22.00 (0.00)	22.00 (0.00)	22.00 (0.00)	22.00 (0.00)	21.00 (0.00)
井 川 町	15.00 (15.00)	15.00 (15.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)
大 潟 村	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
美 郷 町	22.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)
羽 後 町	92.00 (0.00)	92.00 (0.00)	92.00 (0.00)	92.00 (0.00)	92.00 (0.00)
東 成 瀬 村	7.30 (0.00)	7.30 (0.00)	7.30 (0.00)	7.30 (0.00)	7.30 (0.00)
鹿角広域行政組合	135.00 (0.00)	132.00 (0.00)	131.00 (0.00)	128.00 (0.00)	127.00 (0.00)
鹿角市	114.00 (0.00)	112.00 (0.00)	111.00 (0.00)	109.00 (0.00)	108.00 (0.00)
小坂町	21.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)
合算量	3,026.82 (420.09)	2,998.56 (422.41)	2,971.29 (410.66)	2,939.73 (415.01)	2,903.18 (419.39)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	1,139.00 (285.00)	1,102.00 (275.00)	1,067.00 (267.00)	1,036.00 (259.00)	1,001.00 (250.00)
能 代 市	230.00 (50.00)	229.00 (50.00)	227.00 (50.00)	225.00 (50.00)	223.00 (50.00)
横 手 市	620.00 (62.00)	627.00 (63.00)	635.00 (63.00)	635.00 (63.00)	635.00 (63.00)
大 館 市	19.10 (19.10)	19.00 (19.00)	18.80 (18.80)	18.60 (18.60)	18.40 (18.40)
男 鹿 市	38.00 (0.00)	39.00 (0.00)	41.00 (0.00)	42.00 (0.00)	44.00 (0.00)
湯 沢 市	377.00 (30.00)	377.00 (30.00)	377.00 (30.00)	377.00 (30.00)	377.00 (30.00)
由 利 本 荘 市	364.00 (364.00)	361.00 (361.00)	359.00 (359.00)	356.00 (356.00)	354.00 (354.00)
潟 上 市	157.20 (0.00)	154.69 (0.00)	152.23 (0.00)	149.48 (0.00)	146.81 (0.00)
大 仙 市	56.00 (0.00)	61.00 (0.00)	63.00 (0.00)	64.00 (0.00)	65.00 (0.00)
北 秋 田 市	196.00 (0.00)	193.00 (0.00)	190.00 (0.00)	187.00 (0.00)	184.00 (0.00)
に か ほ 市	187.00 (18.00)	185.00 (18.00)	184.00 (18.00)	180.00 (18.00)	176.00 (17.00)
仙 北 市	110.00 (110.00)	119.00 (119.00)	128.00 (128.00)	137.00 (137.00)	147.00 (147.00)
上 小 阿 仁 村	16.00 (0.00)	15.80 (0.00)	15.50 (0.00)	15.30 (0.00)	15.10 (0.00)
藤 里 町	25.00 (0.00)	26.00 (0.00)	27.00 (0.00)	28.00 (0.00)	29.00 (0.00)
三 種 町	9.90 (9.90)	10.25 (10.25)	10.61 (10.61)	10.98 (10.98)	11.36 (11.36)
八 峰 町	41.00 (26.00)	40.00 (25.00)	40.00 (25.00)	40.00 (25.00)	40.00 (25.00)
五 城 目 町	53.00 (53.00)	52.00 (52.00)	51.00 (51.00)	50.00 (50.00)	49.00 (49.00)
八 郎 潟 町	17.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)
井 川 町	29.00 (29.00)	30.00 (30.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)
大 潟 村	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
美 郷 町	75.00 (0.00)	74.00 (0.00)	74.00 (0.00)	73.00 (0.00)	72.00 (0.00)
羽 後 町	167.00 (0.00)	167.00 (0.00)	167.00 (0.00)	167.00 (0.00)	167.00 (0.00)
東 成 瀬 村	19.70 (0.00)	19.70 (0.00)	19.70 (0.00)	19.70 (0.00)	19.70 (0.00)
鹿角広域行政組合	247.00 (0.00)	244.00 (0.00)	240.00 (0.00)	237.00 (0.00)	233.00 (0.00)
鹿角市	210.00 (0.00)	207.00 (0.00)	204.00 (0.00)	201.00 (0.00)	198.00 (0.00)
小坂町	37.00 (0.92)	37.00 (1.00)	36.00 (1.09)	36.00 (1.19)	35.00 (1.30)
合算量	4,210.90 (1056.00)	4,179.44 (1052.25)	4,150.84 (1020.41)	4,112.06 (1017.58)	4,071.37 (1014.76)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物 (単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	637.00 (70.00)	617.00 (68.00)	597.00 (66.00)	580.00 (64.00)	560.00 (62.00)
能 代 市	98.00 (0.00)	97.00 (0.00)	98.00 (0.00)	98.00 (0.00)	98.00 (0.00)
横 手 市	422.00 (42.00)	430.00 (43.00)	437.00 (44.00)	437.00 (44.00)	437.00 (44.00)
大 館 市	4.80 (4.80)	4.70 (4.70)	4.70 (4.70)	4.70 (4.70)	4.60 (4.60)
男 鹿 市	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)	15.00 (0.00)
湯 沢 市	81.00 (8.00)	81.00 (8.00)	81.00 (8.00)	81.00 (8.00)	81.00 (8.00)
由 利 本 荘 市	95.00 (95.00)	95.00 (95.00)	94.00 (94.00)	93.00 (93.00)	92.00 (92.00)
潟 上 市	43.67 (0.00)	42.97 (0.00)	42.29 (0.00)	41.52 (0.00)	40.78 (0.00)
大 仙 市	20.00 (0.00)	22.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)
北 秋 田 市	43.00 (0.00)	42.00 (0.00)	41.00 (0.00)	41.00 (0.00)	40.00 (0.00)
に か ほ 市	49.00 (4.00)	49.00 (4.00)	49.00 (4.00)	49.00 (4.00)	47.00 (4.00)
仙 北 市	23.00 (23.00)	25.00 (25.00)	27.00 (27.00)	29.00 (29.00)	31.00 (31.00)
上 小 阿 仁 村	2.40 (0.00)	2.40 (0.00)	2.30 (0.00)	2.30 (0.00)	2.30 (0.00)
藤 里 町	8.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
三 種 町	3.05 (3.05)	3.15 (3.15)	3.26 (3.26)	3.38 (3.38)	3.50 (3.50)
八 峰 町	6.00 (3.00)	5.00 (2.00)	5.00 (2.00)	5.00 (2.00)	5.00 (2.00)
五 城 目 町	11.00 (11.00)	10.00 (10.00)	9.00 (9.00)	8.00 (8.00)	7.00 (7.00)
八 郎 潟 町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
井 川 町	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
大 潟 村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
美 郷 町	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
羽 後 町	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)
東 成 瀬 村	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)	56.00 (0.00)	55.00 (0.00)	54.00 (0.00)
鹿角市	49.00 (0.00)	48.00 (0.00)	48.00 (0.00)	47.00 (0.00)	46.00 (0.00)
小坂町	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)
合算量	1,736.92 (270.85)	1,722.22 (269.85)	1,710.55 (261.96)	1,689.90 (260.08)	1,666.18 (258.10)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(4) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	—	—	—	—	—
能 代 市	—	—	—	—	—
横 手 市	—	—	—	—	—
大 館 市	—	—	—	—	—
男 鹿 市	—	—	—	—	—
湯 沢 市	—	—	—	—	—
由 利 本 荘 市	—	—	—	—	—
潟 上 市	467.85 (467.85)	460.38 (460.38)	453.07 (453.07)	444.90 (444.90)	436.91 (436.91)
大 仙 市	—	—	—	—	—
北 秋 田 市	—	—	—	—	—
に か ほ 市	—	—	—	—	—
仙 北 市	—	—	—	—	—
上 小 阿 仁 村	—	—	—	—	—
藤 里 町	—	—	—	—	—
三 種 町	—	—	—	—	—
八 峰 町	—	—	—	—	—
五 城 目 町	—	—	—	—	—
八 郎 潟 町	—	—	—	—	—
井 川 町	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大 潟 村	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)
美 郷 町	—	—	—	—	—
羽 後 町	—	—	—	—	—
東 成 瀬 村	—	—	—	—	—
鹿角広域行政組合	—	—	—	—	—
鹿角市	—	—	—	—	—
小坂町	—	—	—	—	—
合算量	474.85 (469.85)	467.38 (462.38)	460.07 (455.07)	451.90 (446.90)	443.91 (438.91)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(5) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村（組合）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	1,211.00 (0.00)	1,253.00 (0.00)	1,293.00 (0.00)	1,331.00 (0.00)	1,360.00 (0.00)
能 代 市	180.00 (0.00)	180.00 (0.00)	175.00 (0.00)	175.00 (0.00)	170.00 (0.00)
横 手 市	224.00 (8.00)	233.00 (8.00)	242.00 (9.00)	241.00 (9.00)	239.00 (9.00)
大 館 市	229.50 (0.00)	227.40 (0.00)	225.40 (0.00)	223.30 (0.00)	221.20 (0.00)
男 鹿 市	38.00 (0.00)	39.00 (0.00)	41.00 (0.00)	42.00 (0.00)	44.00 (0.00)
湯 沢 市	74.00 (0.00)	74.00 (0.00)	75.00 (0.00)	75.00 (0.00)	76.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	185.00 (0.00)	187.00 (0.00)	189.00 (0.00)	191.00 (0.00)	193.00 (0.00)
潟 上 市	99.81 (0.00)	98.22 (0.00)	96.66 (0.00)	94.91 (0.00)	93.21 (0.00)
大 仙 市	208.00 (0.00)	226.00 (0.00)	234.00 (0.00)	237.00 (0.00)	240.00 (0.00)
北 秋 田 市	115.00 (0.00)	113.00 (0.00)	111.00 (0.00)	109.00 (0.00)	107.00 (0.00)
に か ほ 市	90.00 (0.00)	90.00 (0.00)	89.00 (0.00)	88.00 (0.00)	86.00 (0.00)
仙 北 市	11.00 (11.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)
上 小 阿 仁 村	6.50 (0.00)	6.40 (0.00)	6.30 (0.00)	6.20 (0.00)	6.10 (0.00)
藤 里 町	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)
三 種 町	11.43 (11.43)	11.83 (11.83)	12.24 (12.24)	12.67 (12.67)	13.11 (13.11)
八 峰 町	18.00 (10.00)	17.00 (9.00)	17.00 (9.00)	17.00 (9.00)	17.00 (9.00)
五 城 目 町	18.00 (1.00)	19.00 (1.00)	19.00 (1.00)	20.00 (1.00)	20.00 (1.00)
八 郎 潟 町	15.00 (0.00)	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)
井 川 町	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大 潟 村	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	15.00 (0.00)
美 郷 町	33.00 (0.00)	33.00 (0.00)	33.00 (0.00)	32.00 (0.00)	32.00 (0.00)
羽 後 町	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	48.00 (0.00)
東 成 瀬 村	6.50 (6.50)	6.50 (6.50)	6.50 (6.50)	6.50 (6.50)	6.50 (6.50)
鹿角広域行政組合	79.00 (0.00)	78.00 (0.00)	77.00 (0.00)	75.00 (0.00)	74.00 (0.00)
鹿角市	67.00 (0.00)	66.00 (0.00)	65.00 (0.00)	64.00 (0.00)	63.00 (0.00)
小坂町	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)
合算量	2,942.74 (47.93)	3,008.35 (48.33)	3,056.10 (49.74)	3,092.58 (51.17)	3,113.12 (51.61)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(6) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの（白色トレイを除く。）に係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	—	—	—	—	—
能 代 市	190.00 (0.00)	195.00 (0.00)	200.00 (0.00)	210.00 (0.00)	210.00 (0.00)
横 手 市	414.00 (100.00)	417.00 (101.00)	420.00 (102.00)	418.00 (101.00)	417.00 (101.00)
大 館 市	—	—	—	—	—
男 鹿 市	—	—	—	—	—
湯 沢 市	729.00 (0.00)	729.00 (0.00)	730.00 (0.00)	730.00 (0.00)	731.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	—	—	—	—	—
潟 上 市	—	—	—	—	2.48 (0.00)
大 仙 市	—	—	—	—	—
北 秋 田 市	99.00 (0.00)	97.00 (0.00)	96.00 (0.00)	94.00 (0.00)	93.00 (0.00)
に か ほ 市	—	—	—	—	—
仙 北 市	—	—	—	—	—
上 小 阿 仁 村	9.40 (0.00)	9.20 (0.00)	9.00 (0.00)	8.90 (0.00)	8.80 (0.00)
藤 里 町	—	—	—	—	—
三 種 町	—	—	—	—	—
八 峰 町	—	—	—	—	—
五 城 目 町	—	—	—	—	—
八 郎 潟 町	—	—	—	—	—
井 川 町	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
大 潟 村	14.00 (14.00)	14.00 (15.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)	12.00 (12.00)
美 郷 町	—	—	—	—	—
羽 後 町	357.00 (0.00)	359.00 (0.00)	357.00 (0.00)	361.00 (0.00)	362.00 (0.00)
東 成 瀬 村	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	—	—	—	—	—
鹿角市	—	—	—	—	—
小坂町	—	—	—	—	—
合算量	1,835.40 (114.00)	1,843.20 (116.00)	1,848.00 (115.00)	1,857.90 (114.00)	1,859.28 (113.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(7) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	—	—	—	—	—
能 代 市	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
横 手 市	—	—	—	—	—
大 館 市	—	—	—	—	—
男 鹿 市	—	—	—	—	—
湯 沢 市	—	—	—	—	—
由 利 本 荘 市	—	—	—	—	—
潟 上 市	—	18.40 (0.00)	18.10 (0.00)	17.80 (0.00)	15.00 (0.00)
大 仙 市	—	—	—	—	—
北 秋 田 市	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
に か ほ 市	—	—	—	—	—
仙 北 市	—	—	—	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)
上 小 阿 仁 村	0.60 (0.00)	0.60 (0.00)	0.60 (0.00)	0.60 (0.00)	0.60 (0.00)
藤 里 町	—	—	—	—	—
三 種 町	—	—	—	—	—
八 峰 町	—	—	—	—	—
五 城 目 町	—	—	—	—	—
八 郎 潟 町	—	—	—	—	—
井 川 町	—	—	—	—	—
大 潟 村	14.00 (14.00)	14.00 (14.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)	12.00 (12.00)
美 郷 町	—	—	—	—	—
羽 後 町	—	—	—	—	—
東 成 瀬 村	—	—	—	—	—
鹿角広域行政組合	—	—	—	—	—
鹿角市	—	—	—	—	—
小坂町	—	—	—	—	—
合算量	35.60 (14.00)	54.00 (14.00)	51.70 (13.00)	53.40 (15.00)	49.60 (14.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

別表3 県内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	1,335.00	1,247.00	1,160.00	1,076.00	986.00
能 代 市	210.00	210.00	210.00	210.00	210.00
横 手 市	602.00	614.00	626.00	626.00	626.00
大 館 市	487.60	483.20	478.80	474.40	470.00
男 鹿 市	99.00	100.00	101.00	103.00	104.00
湯 沢 市	151.00	150.00	149.00	148.00	147.00
由 利 本 荘 市	255.00	252.00	249.00	244.00	239.00
潟 上 市	417.70	411.03	404.51	397.21	399.08
大 仙 市	203.00	221.00	228.00	231.00	235.00
北 秋 田 市	105.00	103.00	102.00	100.00	99.00
に か ほ 市	112.00	112.00	110.00	108.00	106.00
仙 北 市	121.00	120.00	120.00	119.00	119.00
上 小 阿 仁 村	8.60	8.50	8.40	8.30	8.10
藤 里 町	23.00	22.00	21.00	20.00	19.00
三 種 町	6.09	6.31	6.53	6.76	6.99
八 峰 町	25.00	24.00	24.00	24.00	24.00
五 城 目 町	35.00	34.00	33.00	32.00	31.00
八 郎 潟 町	23.00	23.00	23.00	23.00	22.00
井 川 町	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00
大 潟 村	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00
美 郷 町	97.00	96.00	95.00	94.00	93.00
羽 後 町	99.00	99.00	98.00	98.00	98.00
東 成 瀬 村	12.70	12.70	12.70	12.70	12.70
鹿角広域行政組合	243.00	239.00	235.00	232.00	228.00
鹿角市	206.00	203.00	200.00	197.00	194.00
小坂町	37.00	36.00	35.00	35.00	34.00
合算量	4,721.69	4,638.74	4,545.94	4,438.37	4,333.87

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	793.00	741.00	690.00	639.00	586.00
能 代 市	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
横 手 市	314.00	316.00	318.00	318.00	318.00
大 館 市	143.40	142.10	140.80	139.50	138.20
男 鹿 市	65.00	66.00	68.00	69.00	70.00
湯 沢 市	82.00	81.00	80.00	79.00	78.00
由 利 本 荘 市	105.00	106.00	107.00	108.00	109.00
潟 上 市	199.86	196.68	193.55	190.06	186.65
大 仙 市	127.00	138.00	143.00	144.00	147.00
北 秋 田 市	60.00	59.00	58.00	57.00	56.00
に か ほ 市	37.00	37.00	37.00	37.00	36.00
仙 北 市	66.00	66.00	66.00	66.00	66.00
上 小 阿 仁 村	4.70	4.60	4.50	4.50	4.40
藤 里 町	11.00	12.00	12.00	13.00	13.00
三 種 町	4.57	4.73	4.90	5.07	5.24
八 峰 町	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00
五 城 目 町	18.00	17.00	16.00	15.00	14.00
八 郎 潟 町	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
井 川 町	14.00	14.00	14.00	14.00	14.00
大 潟 村	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
美 郷 町	51.00	50.00	50.00	49.00	49.00
羽 後 町	47.00	47.00	47.00	47.00	47.00
東 成 瀬 村	7.60	7.60	7.60	7.60	7.60
鹿角広域行政組合	99.00	98.00	96.00	95.00	93.00
鹿角市	84.00	83.00	82.00	81.00	79.00
小坂町	15.00	15.00	14.00	14.00	14.00
合算量	2,335.13	2,288.71	2,238.35	2,181.73	2,123.09

(3) 主として段ボール製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	—	—	—	—	—
能 代 市	400.00	395.00	390.00	385.00	382.00
横 手 市	338.00	345.00	354.00	352.00	350.00
大 館 市	514.70	510.10	505.40	500.70	496.10
男 鹿 市	100.00	104.00	108.00	112.00	116.00
湯 沢 市	171.00	174.00	177.00	180.00	183.00
由 利 本 荘 市	595.00	596.00	597.00	598.00	599.00
潟 上 市	586.68	577.32	568.16	557.91	547.88
大 仙 市	398.00	412.00	418.00	424.00	429.00
北 秋 田 市	242.00	238.00	234.00	231.00	227.00
に か ほ 市	326.00	323.00	321.00	315.00	309.00
仙 北 市	91.00	91.00	90.00	90.00	90.00
上 小 阿 仁 村	15.50	15.20	15.00	14.80	14.50
藤 里 町	30.00	30.00	30.00	32.00	32.00
三 種 町	—	—	—	—	—
八 峰 町	20.00	19.00	19.00	19.00	19.00
五 城 目 町	20.00	20.00	20.00	21.00	21.00
八 郎 潟 町	36.00	36.00	35.00	35.00	34.00
井 川 町	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
大 潟 村	56.00	56.00	54.00	54.00	52.00
美 郷 町	47.00	46.00	46.00	45.00	45.00
羽 後 町	126.00	126.00	127.00	127.00	127.00
東 成 瀬 村	10.90	10.90	10.90	10.90	10.90
鹿角広域行政組合	165.00	163.00	160.00	158.00	156.00
鹿角市	141.00	139.00	136.00	134.00	133.00
小坂町	24.00	24.00	24.00	24.00	23.00
合算量	4,298.78	4,297.52	4,289.46	4,272.31	4,250.38

(4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物

(単位：t)

市町村（組合）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
秋 田 市	—	—	—	—	—
能 代 市	—	—	—	—	—
横 手 市	—	—	—	—	—
大 館 市	9.60	9.50	9.40	9.30	9.20
男 鹿 市	—	—	—	—	—
湯 沢 市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
由 利 本 荘 市	—	—	—	—	—
潟 上 市	74.86	73.66	72.49	71.18	69.91
大 仙 市	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
北 秋 田 市	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00
に か ほ 市	—	—	—	—	—
仙 北 市	—	—	—	2.00	2.00
上 小 阿 仁 村	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90
藤 里 町	—	—	—	—	—
三 種 町	—	—	—	—	—
八 峰 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
五 城 目 町	14.00	14.00	14.00	13.00	13.00
八 郎 潟 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
井 川 町	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
大 潟 村	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
美 郷 町	—	—	—	—	—
羽 後 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
東 成 瀬 村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
鹿角広域行政組合	—	—	—	—	—
鹿角市	—	—	—	—	—
小坂町	—	—	—	—	—
合算量	125.06	123.76	122.49	121.98	120.61

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

購 読 料 金

一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 者

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号
 株 式 会 社 松 原 印 刷 社
 電 話 862 8766 FAX 863 0005
 E-mail: matsubara@natsubara.co.jp
 秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号
 松 原 繁 雄